

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

平成18年9月30日

規則第77号

改正 平成24年3月27日規則第10号

平成26年10月3日規則第58号

平成27年3月20日規則第11号

平成27年9月18日規則第46号

改正 令和3年3月31日規則第97号

〔和歌山県認定こども園の認定手続等に関する規則〕を次のように定める。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則

(平27規則11・改称)

(趣旨)

第1条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)の施行に関し、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行令(平成26年政令第203号)、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号。以下「省令」という。)及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例(平成18年和歌山県条例第87号。以下「条例」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(平24規則10・平26規則58・平27規則11・平27規則46・一部改正)

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の申請)

第2条 法第4条第1項の規定による認定の申請は、認定こども園認定申請書(別記第1号様式)により行わなければならない。

2 前項の認定こども園認定申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、法第3条第1項又は第3項の認定を受けようとする者が国(国立大学法人法(平成15年法律第112号)第2条第1項に規定する国立大学法人を含む。)及び市町村である場合にあつては、第9号及び第10号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
- (2) 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- (3) 施設の整備の基準を満たすことを証する書類
- (4) 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図

- (5) 教育及び保育に関する計画書
- (6) 保育者の資質の向上等の計画書
- (7) 子育て支援事業の実施に関する計画書
- (8) 管理運営等に関する書類
- (9) 設置者及びその役員の経歴を証する書類
- (10) 法第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別記第2号様式)
- (11) その他知事が必要と認める書類

(平27規則11・一部改正)

第3条 削除

(平27規則46)

(幼保連携型認定こども園の設置の届出又は認可の申請)

第4条 法第16条及び第34条第3項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の届出は、認定こども園設置届出書(別記第4号様式)により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置の認可の申請は、認定こども園設置認可申請書(別記第5号様式)により行わなければならない。

3 第1項の認定こども園設置届出書及び前項の認定こども園設置認可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、市町村が設置しようとする幼保連携型認定こども園に係る認定こども園設置届出書にあつては、第11号及び第12号に掲げる書類の添付を要しない。

- (1) 学級の編制及び職員の数等の基準を満たすことを証する書類
- (2) 職員の資格を証する書類
- (3) 認定こども園の長、副園長及び教頭となるべき者の経歴を証する書類
- (4) 設備の基準を満たすことを証する書類
- (5) 施設の位置図、付近の見取図、園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- (6) 教育及び保育に関する計画書
- (7) 子育て支援事業の実施に関する計画書
- (8) 管理運営等に関する書類
- (9) 園則
- (10) 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- (11) 設置者及びその役員の経歴を証する書類

(12) 法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書(別記第6号様式)

(13) その他知事が必要と認める書類

(平27規則11・追加)

(幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の届出又は認可の申請)

第5条 法第16条の規定による幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の届出は、認定こども園廃止(休止)届出書(別記第7号様式)により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止又は休止の認可の申請は、認定こども園廃止(休止)認可申請書(別記第8号様式)により行わなければならない。

(平27規則11・追加)

(幼保連携型認定こども園の設置者の変更の届出又は認可の申請)

第6条 法第16条の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の届出は、認定こども園設置者変更届出書(別記第9号様式)により行わなければならない。

2 法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の設置者の変更の認可の申請は、認定こども園設置者変更認可申請書(別記第10号様式)により行わなければならない。

3 第1項の認定こども園設置者変更届出書及び前項の認定こども園設置者変更認可申請書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。ただし、認定こども園設置者変更届出書にあつては、第4号及び第5号に掲げる書類の添付を要しない。

(1) 変更前及び変更後の園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面

(2) 変更前及び変更後の園則

(3) 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類

(4) 変更後の設置者及びその役員の経歴を証する書類

(5) 法第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書(別記第6号様式)

(6) その他知事が必要と認める書類

(平27規則11・追加)

(変更の届出)

第7条 法第29条第1項又は省令第15条第2項の規定による変更の届出は、認定こども園変更届出書(別記第11号様式)により行わなければならない。

2 前項の認定こども園変更届出書には、当該変更に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(平27規則11・旧第4条線下・一部改正)

(軽微な変更)

第8条 省令第28条第1号の知事が定める数は、法第4条第1項第4号に規定する保育を必要とする子ども以外の子どもに係る利用定員に100分の5を乗じて得た数とする。

2 省令第28条第2号の知事が定める変更は、管理運営等に関するこの変更以外の変更とする。

(平24規則10・一部改正、平27規則11・旧第5条線下・一部改正)

(報告の徴収)

第9条 省令第29条の知事の定める日は、5月31日とする。

2 省令第29条第2号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 職員の配置に関する事。

(2) 職員の資格に関する事。

(3) 施設の整備に関する事。

3 省令第29条第3号の知事が定める事項は、次のとおりとする。

(1) 教育及び保育に関する事。

(2) 子育て支援事業に関する事。

(3) 管理運営等に関する事。

4 法第30条第1項の規定による報告は、認定こども園運営状況報告書(別記第12号様式)により行わなければならない。

5 前項の認定こども園運営状況報告書には、認定こども園の運営に関し知事が必要と認める書類を添付しなければならない。

(平27規則11・旧第6条線下・一部改正)

(廃止の届出)

第10条 認定こども園の設置者は、認定こども園を廃止しようとするときは、当該廃止しようとする日の30日前までに、認定こども園廃止届出書(別記第13号様式)を知事に提出しなければならない。

(平27規則11・旧第7条線下・一部改正)

(幼保連携型認定こども園審議会)

第11条 幼保連携型認定こども園審議会(以下「審議会」という。)に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

- 5 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。ただし、委員の全員が新たに任命された後最初に開催される会議は、知事が招集する。
- 6 会長は、会議の議長となる。
- 7 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 8 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 9 審議会の庶務は、福祉保健部において処理する。
- 10 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(平27規則11・追加)

(教育及び保育の内容)

第12条 条例別表第1第4項の規則で定める事項は、知事が別に定める次に掲げる内容に則したものとする。

- (1) 教育及び保育の基本及び目標
- (2) 認定こども園として配慮すべき事項
- (3) 教育及び保育の計画並びに指導計画
- (4) 園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材等の環境の構成
- (5) 日々の教育及び保育の指導における留意点
- (6) 小学校教育との連携

(平26規則58・一部改正、平27規則11・旧第8条線下・一部改正)

(保育者の資質の向上)

第13条 条例別表第1第5項の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 子どもの教育及び保育に従事する者は、自ら資質の向上に努めること。
- (2) 午睡の時間の活用、非常勤職員の配置等の様々な工夫を行うことにより、日々の指導計画の作成、教材の準備、研修等に必要な時間を確保すること。
- (3) 幼稚園の教員免許状を有する者、保育士の資格を有する者その他の認定こども園に従事する職員の相互理解を図ること。
- (4) 認定こども園の多様な機能の充実を図るため、当該認定こども園の内外における適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該認定こども園の職員の研修の機会を確保できるよう、勤務体制の組立て等に配慮すること。

(5) 認定こども園の長は、認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力を向上させること。

(平26規則58・一部改正、平27規則11・旧第9条繰下・一部改正)

(子育て支援)

第14条 条例別表第1第6項第2号の規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援すること。
- (2) 保護者の利用しやすい体制を確保すること。
- (3) 子どもの教育及び保育に従事する者の子育て支援に必要な能力をかん養し、その専門性と資質の向上を図ること。
- (4) 地域の子育てを支援する多様な機関、団体等と連携する等様々な地域の人材や社会資源を活用すること。

(平26規則58・一部改正、平27規則11・旧第10条繰下・一部改正)

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

(平27規則11・旧第11条繰下)

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則(平成24年3月27日規則第10号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成26年10月3日規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月20日規則第11号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の規則に定める様式による用紙は、当分の間、これを修正して使用することができる。

附 則(平成27年9月18日規則第46号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日規則第97号)

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

別記第1号様式(第2条関係)

年 月 日

和歌山県知事

様

申請者 住所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園認定申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第4条第1項の規定により、認定こども園の認定を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

認定こども園の名称						
既存の施設(認定後本拠となる施設を左側に記載する。)	名 称					
	郵便番号					
	所在地					
	電話番号					
	ファックス番号					
	電子メールアドレス					
	施設の種別					
	定 員	人				人
認定こども園の長の氏名						
利 用 定 員	区 分	乳児(満1歳未満)	幼児(満3歳未満)	幼児(満3歳以上)	小 計	計
	保育を必要とする子ども	人	人	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外子ども	人	人	人	人	
定員の弾力化の有無	有 ・ 無			事業開始予定年月日	年 月 日	
教育及び保育の目標及び主な内容						
実施する子育て支援事業の名称及び内容						

添付書類

- 1 職員の配置の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の資格の基準を満たすことを証する書類
- 3 施設の整備の基準を満たすことを証する書類
- 4 施設の位置図、付近の見取図及び施設の面積が分かる平面図
- 5 教育及び保育に関する計画書
- 6 保育者の資質の向上等の計画書
- 7 子育て支援事業の実施に関する計画書
- 8 管理運営等に関する書類
- 9 設置者及びその役員の経歴を証する書類
- 10 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号の規定に該当しない旨の誓約書(別記第2号様式)
- 11 その他知事が必要と認める書類

別記第2号様式(第2条関係)

誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

下記に掲げる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第5項第4号イからチまでの規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

申請者 住所
氏名又は名称
(法人その他の団体にあっては、所在地、名称及び代表者の氏名)

記

誓約項目

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第5項第4号関係)

- 1 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。
- 2 申請者が、法その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。
※ その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの
 - 1 学校教育法(昭和22年法律第26号)
 - 2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)
 - 3 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)
 - 4 生活保護法(昭和25年法律第144号)
 - 5 社会福祉法(昭和26年法律第45号)
 - 6 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)
 - 7 介護保険法(平成9年法律第123号)
 - 8 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)
 - 9 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)
 - 10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)
 - 11 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)
 - 12 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)
- 3 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。
※労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの
 - 1 労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条、第118条第1項(同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。)、第119条(同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。)及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。)の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条(第4項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)
 - 2 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定
 - 3 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定
- 4 申請者が、法第7条第1項の規定により認定を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない(当該認定を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該法人の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。5において同じ。))又はその事業を管理する者その他の政令で定める使用人

(以下4において「役員等」という。)であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しない場合を含み、当該認定を取り消された者が法人でない場合においては、当該通知があった日前60日以内に当該事業の管理者であった者が当該取消しの日から起算して5年を経過しない場合を含む。)。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、4本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが、相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

※認定の取消しに該当しないこととすることが、相当であると認められるものとして主務省令で定めるもの

都道府県知事(法第3条第1項又は第3項の規定により都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあっては、都道府県の教育委員会)が法第30条第2項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るもの

- 5 申請者と密接な関係を有する者(申請者(法人に限る。以下5において同じ。)の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの(以下5において「申請者の親会社等」という。)、申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの又は当該申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超え、若しくは当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの)のうち、当該申請者と主務省令で定める密接な関係を有する法人をいう。)が、法第7条1項の規定により認定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過していない。ただし、当該認定の取消しが、認定こども園の認定の取消しのうち当該認定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、5本文に規定する認定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

※1申請者の親会社等

- 1 申請者の役員に占めるその役員の割合が2分の1を超える者
- 2 申請者(株式会社である場合に限る。)の議決権の過半数を所有している者
- 3 申請者(持分会社(会社法(平成17年法律第86号)第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合に限る。)の資本金の過半数を出資している者
- 4 申請者の事業の方針の決定に関して、1から3までに掲げる者と同等以上の支配力を有すると認められる者

※2申請者の親会社等がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの

- 1 申請者の親会社等の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超える者
- 2 申請者の親会社等(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者
- 3 申請者の親会社等(持分会社(会社法第575条第1項に規定する持分会社をいう。)である場合に限る。)が資本金の過半数を出資している者
- 4 事業の方針の決定に関する申請者の親会社等の支配力が1から3までに掲げる者と同等以上と認められる者

※3主務省令で定める申請者がその事業を実質的に支配し、又はその事業に重要な影響を与える関係にある者として主務省令で定めるもの

- 1 申請者の役員と同一の者がその役員に占める割合が2分の1を超える者
- 2 申請者(株式会社である場合に限る。)が議決権の過半数を所有している者
- 3 申請者(持分会社である場合に限る。)が資本金の過半数を出資している者

4 事業の方針の決定に関する申請者の支配力が1から3までに掲げる者と同等以上と認められる者

※4主務省令で定める密接な関係を有する法人

1 申請者の重要な事項に係る意思決定に関与し、又は申請者若しくは申請者の親会社等が重要な事項に係る意思決定に関与している者であること。

2 法第3条第1項又は第3項の規定により認定を受けた施設の設置者であること。

※5認定の取消しに該当しないこととすることが、相当であると認められるものとして主務省令で定めるもの

都道府県知事(法第3条第1項又は第3項の規定により都道府県の教育委員会が認定こども園の認定を行う場合にあつては、都道府県の教育委員会)が法第30条第2項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認定の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該認定こども園の設置者が当該認定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るもの

6 申請者が、認定の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした。

7 申請者が、法人で、その役員等のうちに1から4まで又は6のいずれかに該当する者がある。

8 申請者が、法人でない者で、その管理者が1から4まで又は6のいずれかに該当する。

別記第4号様式(第4条関係)

年 月 日

和歌山県知事

様

届出者 住所
名称
代表者の氏名

認定こども園設置届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第16条及び第34条第3項の規定により、認定こども園の設置を行いたいので、下記のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

記

認定こども園の名称						
目 的						
郵便番号			所在地			
電話番号			ファックス番号			
電子メールアドレス						
申請前の施設						
認定こども園の長の氏名					定員	
利 用 定 員	区 分	乳児(満1歳未満)	幼児(満3歳未満)	幼児(満3歳以上)	小 計	計
	保育を必要とする子ども	人	人	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人	人	
定員の弾力化の有無		有 ・ 無		開設予定年月日	年 月 日	
教育及び保育の目標及び主な内容						
実施する子育て支援事業の名称及び内容						

添付書類

- 1 学級の編制及び職員の数等の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の資格を証する書類
- 3 認定こども園の長、副園長及び教頭となるべき者の経歴を証する書類
- 4 設備の基準を満たすことを証する書類
- 5 施設の位置図、付近の見取図、園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- 6 教育及び保育に関する計画書
- 7 子育て支援事業の実施に関する計画書
- 8 管理運営等に関する書類
- 9 園則
- 10 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 11 その他知事が必要と認める書類

別記第5号様式(第4条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
名称
代表者の氏名

認定こども園設置認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の規定により、認定こども園の設置の認可を受けたいので、下記のとおり関係書類及び図面を添えて申請します。

記

認定こども園の名称						
目 的						
郵便番号			所在地			
電話番号			ファックス番号			
電子メールアドレス						
申請前の施設						
認定こども園の長の氏名					定員	
利 用 定 員	区 分	乳児(満1歳未満)	幼児(満3歳未満)	幼児(満3歳以上)	小 計	計
	保育を必要とする子ども	人	人	人	人	人
	保育を必要とする子ども以外の子ども	人	人	人	人	
定員の弾力化の有無		有 ・ 無		開設予定年月日	年 月 日	
教育及び保育の目標及び主な内容						
実施する子育て支援事業の名称及び内容						

添付書類

- 1 学級の編制及び職員の数等の基準を満たすことを証する書類
- 2 職員の資格を証する書類
- 3 認定こども園の長、副園長及び教頭となるべき者の経歴を証する書類
- 4 設備の基準を満たすことを証する書類
- 5 施設の位置図、付近の見取図、園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- 6 教育及び保育に関する計画書
- 7 子育て支援事業の実施に関する計画書
- 8 管理運営等に関する書類
- 9 園則
- 10 経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 11 設置者及びその役員の経歴を証する書類
- 12 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書(別記第6号様式)
- 13 その他知事が必要と認める書類

誓約書

年 月 日

和歌山県知事 様

下記に掲げる就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第17条第2項各号の規定のいずれにも該当しないことを誓約します。

申請者 住所
名称
代表者の氏名

記

誓約項目

(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号関係)

1 申請者が、法その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

※ その他国民の福祉若しくは学校教育に関する法律で政令で定めるもの

1 学校教育法(昭和22年法律第26号)

2 児童福祉法(昭和22年法律第164号)

3 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)

4 生活保護法(昭和25年法律第144号)

5 社会福祉法(昭和26年法律第45号)

6 社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)

7 介護保険法(平成9年法律第123号)

8 児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)

9 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)

10 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)

11 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年法律第79号)

12 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)

2 申請者が、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものにより罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。

※労働に関する法律の規定であって政令で定めるもの

1 労働基準法(昭和22年法律第49号)第117条、第118条第1項(同法第6条及び第56条の規定に係る部分に限る。)、第119条(同法第16条、第17条、第18条第1項及び第37条の規定に係る部分に限る。)、及び第120条(同法第18条第7項及び第23条から第27条までの規定に係る部分に限る。)、の規定並びにこれらの規定に係る同法第121条の規定(これらの規定が労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第44条(第4項を除く。))の規定により適用される場合を含む。)

2 最低賃金法(昭和34年法律第137号)第40条の規定及び同条の規定に係る同法第42条の規定

3 賃金の支払の確保等に関する法律(昭和51年法律第34号)第18条の規定及び同条の規定に係る同法第20条の規定

3 申請者が、法第22条第1項の規定により認可を取り消され、その取消の日から起算して5年を経過しない。ただし、当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、3本文に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。

※認可の取消しに該当しないこととすることが、相当であると認められるものとして主務省令で定めるもの

都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、法第34条第1項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園にあっては市町村の長とし、法第35条第1項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務を主務大臣が行う場合にあっては主務大臣とする。)が、法第19条第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該幼保連携型認定こども園の設置者が当該認可の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るもの

- 4 申請者が、法第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しない。
- 5 申請者が、法第19条第1項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日(当該検査の結果に基づき法第22条第1項の規定による認可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日(以下「検査日」という。)から10日以内に検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。)までの間に法第17条第1項の規定による幼保連携型認定こども園の廃止をした者(当該廃止について相当の理由がある者を除く。)で、当該幼保連携型認定こども園の廃止の認可の日から起算して5年を経過しない。
- 6 申請者が、認可の申請前5年以内に教育又は保育に関し不正又は著しく不当な行為をした。
 - 7 申請者の役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下7において同じ。)又はその長のうちに次のいずれかに該当する者がある。
 - (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない。
 - (2) 1、2又は6に該当する。
 - (3) 法第22条第1項の規定により認可を取り消された幼保連携型認定こども園において、当該取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日前60日以内にその幼保連携型認定こども園の設置者の役員又はその園長であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しない(当該認可の取消しが、幼保連携型認定こども園の認可の取消しのうち当該認可の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を考慮して、7に規定する認可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして主務省令で定めるものに該当する場合を除く。)

※認可の取消しに該当しないこととすることが、相当であると認められるものとして主務省令で定めるもの

都道府県知事(指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については当該指定都市等の長とし、法第34条第1項に規定する公私連携幼保連携型認定こども園にあっては市町村の長とし、法第35条第1項の規定により都道府県知事の権限に属するものとされている事務を主務大臣が行う場合にあっては主務大臣とする。)が、法第19条第1項その他の規定による報告等の権限を適切に行使し、当該認可の取消しの処分理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該幼保連携型認定こども園の設置者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該幼保連携型認定こども園の設置者が有していた責任の程度を確認した結果、当該幼保連携型認定こども園の設置者が当該認可の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合に係るもの

- (4) 4に規定する期間内に法第17条第1項の規定により廃止した幼保連携型認定こども園(当該廃止について相当の理由がある幼保連携型認定こども園を除く。)において、4の通知の日前60日以内にその設置者の役員又はその長であった者で当該廃止の認可の日から起算して5年を経過しない。

別記第7号様式(第5条関係)

年 月 日

和歌山県知事

様

届出者 市町村長名

認定こども園廃止(休止)届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第16条の規定により、下記の認定こども園を廃止(休止)したいので、下記のとおり届け出ます。

記

認定こども園の名称		届出を行った日	年 月 日
郵便番号			
所在地			
電話番号			
ファックス番号			
電子メールアドレス			
廃止・休止の別	廃止	休止	(いずれかに○)
廃止(休止)しようとする理由			
入園している子どもの措置			
廃止(休止)予定年月日	年 月 日 (~ 年 月 日)		

添付書類

財産の処分に関する書類(廃止の場合のみ)

別記第8号様式(第5条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

申請者 住所
名称
代表者の氏名

認定こども園廃止(休止)認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の規定により、下記の認定こども園を廃止(休止)したいので、申請します。

記

認定こども園の名称		認可を受けた日	年 月 日
郵便番号			
所在地			
電話番号			
ファックス番号			
電子メールアドレス			
廃止・休止の別	廃止	休止	(いずれかに○)
廃止(休止)しようとする理由			
入園している子どもの措置			
廃止(休止)予定年月日	年 月 日 (~ 年 月 日)		

添付書類

財産の処分に関する書類(廃止の場合のみ)

別記第9号様式(第6条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 変更前
市町村長名
変更後
市町村長名

認定こども園設置者変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第16条の規定により、認定こども園の設置者の変更を行いたいので、下記のとおり関係書類及び図面を添えて届け出ます。

記

	変 更 前	変 更 後
認定こども園の名称		
目 的		
郵便番号		
所在地		
電話番号		
ファックス番号		
電子メールアドレス		
変更予定年月日	年 月 日	
変更の理由		

添付書類

- 1 変更前及び変更後の園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- 2 変更前及び変更後の園則
- 3 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 4 その他知事が必要と認める書類

別記第10号様式(第6条関係)

年 月 日

和歌山県知事

様

申請者 変更前
住所
名称
代表者の氏名
変更後
住所
名称
代表者の氏名

認定こども園設置者変更認可申請書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第17条第1項の規定により、認定こども園の設置者の変更を行いたいので、下記のとおり関係書類及び図面を添えて申請します。

記

	変 更 前	変 更 後
認定こども園の名称		
目 的		
郵 便 番 号		
所 在 地		
電 話 番 号		
ファックス番号		
電子メールアドレス		
変 更 予 定 年 月 日	年 月 日	
変 更 の 理 由		

添付書類

- 1 変更前及び変更後の園地、園舎その他設備の規模及び構造を記載した書類並びにその図面
- 2 変更前及び変更後の園則
- 3 変更前及び変更後の経費の見積り及び維持方法を記載した書類
- 4 変更後の設置者及びその役員の経歴を証する書類
- 5 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第2項各号の規定に該当しない旨の誓約書(別記第6号様式)
- 6 その他知事が必要と認める書類

別記第11号様式(第7条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園変更届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第4条第1項各号に掲げる事項等について変更したいので、同法第29条第1項又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第15条第2項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

1 施設の名称及び所在地

認定こども園の名称	
郵便番号	
所在地	
電話番号	
ファックス番号	
電子メールアドレス	
施設の種別	

2 変更事項

変更しようとする事項	変更前	変更後

3 変更しようとする理由

4 変更予定年月日

添付書類

変更の内容が分かる書類

別記第12号様式(第9条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

住所
氏名又は名称
(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園運営状況報告書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第30条第1項の規定により、認定こども園の運営状況について、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

認定こども園の名称						
郵便番号						
所在地						
電話番号						
ファックス番号						
電子メールアドレス						
施設の種別						
認定こども園の長の氏名						
利用 定 員	区 分	乳児(満1歳未満)	幼児(満3歳未満)	幼児(満3歳以上)	小 計	計
	保育を必要とする 子ども	人	人	人	人	人
	保育を必要とする 子ども以外の子ど も	人	人	人	人	
定員の弾力化の有無		有・無		事業開始年月日 又は 開設年月日	年 月 日	

添付書類

- 1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例で定める要件に適合していることを証する書類
- 2 教育及び保育に関する書類
- 3 子育て支援事業の実施に関する書類
- 4 管理運営等に関する書類
- 5 その他知事が必要と認める書類

別記第13号様式(第10条関係)

年 月 日

和歌山県知事 様

届出者 住所

氏名又は名称

(法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名)

認定こども園廃止届出書

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第3条第1項(第2項)の規定により認定を受けた下記の認定こども園を廃止したいので、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則(平成18年和歌山県規則第77号)第10条の規定により届け出ます。

記

認定こども園の名称		認定を受けた日	年 月 日
郵便番号			
所在地			
電話番号			
ファックス番号			
電子メールアドレス			
廃止しようとする理由			
入園(所)している子どもの措置			
廃止予定年月日	年 月 日		

別記第1号様式(第2条関係)

(平27規則11・全改、令3規則97・一部改正)

別記第2号様式(第2条関係)

(平27規則11・全改、令3規則97・一部改正)

別記第3号様式 削除

(平27規則46)

別記第4号様式(第4条関係)

(平27規則11・全改、令3規則97・一部改正)

別記第5号様式(第4条関係)

(平27規則11・追加、令3規則97・一部改正)

別記第6号様式(第4条、第6条関係)

(平27規則11・追加、令3規則97・一部改正)

別記第7号様式(第5条関係)

(平27規則11・追加、令3規則97・一部改正)

別記第8号様式(第5条関係)

(平27規則11・追加、令3規則97・一部改正)

別記第9号様式(第6条関係)

(平27規則11・追加、令3規則97・一部改正)

別記第10号様式(第6条関係)

(平27規則11・追加、令3規則97・一部改正)

別記第11号様式(第7条関係)

(平27規則11・追加、平27規則46・令3規則97・一部改正)

別記第12号様式(第9条関係)

(平27規則11・追加、令3規則97・一部改正)

別記第13号様式(第10条関係)

(平27規則11・旧別記第5号様式繰下・一部改正)